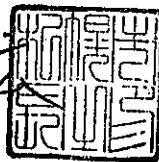


札幌市私立学校助成規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月24日

札幌市長

秋元克木



札幌市規則第27号

### 札幌市私立学校助成規則の一部を改正する規則

札幌市私立学校助成規則（昭和35年規則第12号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第1項に次の1号を加える。

(4) その他私立学校教育の振興上必要と認める事業

(2) 様式2の2注中「当たつて」を「当たって」に、「あつては」を「あっては」に、「は握」を「把握」に改め、「名称を」の次に「、同項第4号に定める事業に係るものにあっては実施しようとする事業の名称を」を加え、「すること」を「してください。また、同項第4号に定める事業に係るものであって、事業の名称では当該事業の内容が把握できないものにあっては、事業の内容が把握できるような事項を備考欄に記載してください」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(3) 様式2の3中「あつた」を「あった」に、「もつて」を「もって」に、

「札幌市私立学校助成規則第2条に規定する

教材教具の購入

管理用備品の購入

施設及び設備の維持、補修及び改修

を

」

「  
〔  
」に、

「(2) 前号の規定に違反した場合その他市において補助することが不適当と認めた場合は、補助金を返還させる。

(3) 事業完了後1月以内に事業完了報告書(別紙)を提出すること。」  
を

「(2) 事業完了後1月以内に事業完了報告書(別紙)を提出すること。

4 前項第1号の規定に違反した場合その他市において補助することが不適當と認めた場合は、補助金を返還していただくことがあります。」  
に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用する  
ことができる。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。